

# 熊本市第7次総合計画中間見直し 基本計画の主な変更点

令和元年（2019年）11月



|                  |     |
|------------------|-----|
| <b>第Ⅰ編 計画の前提</b> |     |
| 所管               | 政策局 |

|   |                    |                |
|---|--------------------|----------------|
|   |                    | <b>政策局</b>     |
| - | 熊本地震を踏まえた「上質な生活都市」 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                    | 2              |

**修正理由・内容**

基本構想とも整合をはかり、めざすまちの姿に「災害に強くだれもが安心して暮らせるまち」を追記。

|                   |       |
|-------------------|-------|
| <b>Ⅱ編 都市整備の方針</b> |       |
| 所管                | 都市建設局 |

|   |                    |                |
|---|--------------------|----------------|
|   |                    | <b>都市建設局</b>   |
| - | 都市基盤の強化と多核連携都市の明確化 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                    | 5-8            |

**修正理由・内容**

熊本地震の経験を踏まえ、災害に強い都市づくりについて記載するとともに、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせについて記載。また、中心市街地ランドデザインを踏まえ都市機能の高度化を記載。

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| <b>第Ⅲ編 区における自主自立のまちづくり</b> |        |
| 所管                         | 市民局、各区 |

|   |                |                |
|---|----------------|----------------|
|   |                | <b>市民局、各区</b>  |
| - | 地域における自助・共助の強化 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                | 10             |

**修正理由・内容**

まちづくりセンターの設置や地域担当職員の配置による自主自立のまちづくりの推進に向けた取組を追記。また、熊本地震を踏まえ、自助・共助・公助の必要性等を追記

|            |                    |
|------------|--------------------|
| <b>第Ⅳ編</b> | <b>熊本地震からの復旧復興</b> |
| 所管         | 政策局                |

|   |                |                      |
|---|----------------|----------------------|
|   |                | <b>政策局</b>           |
| - | <b>復旧復興の継続</b> | 新旧対照表<br>該当ページ<br>12 |

#### 修正理由・内容

引き続き行政・地域・市民が一体となって復旧・復興に取り組むことを明確にするため、震災復興計画の検証を踏まえつつ分野別施策とも整合を図りながら、「被災者の生活再建」、「防災減災のまちづくり」、「記憶と記録の伝承」の3施策を当該第Ⅳ編に反映させた。

#### 今後の具体的取組

- (被災者の生活再建に向けたトータルケア)
- ・ 恒久住宅の確保に向けた支援や、再建後の孤立や健康悪化を防止するための見守りやコミュニティ形成支援
  - ・ 液状化などの被災宅地への復旧支援、防災がけ崩れ対策、宅地耐震化の推進
  - ・ 心の健康の確保に向けた一人ひとりの状況に合わせた支援や、児童生徒へのケア
- (防災・減災のまちづくり)
- ・ ライフラインやインフラの強靱化、公共交通ネットワークの構築と移動手段の多重化
  - ・ 校区防災連絡会・避難所運営委員会の設立・運営支援、地域防災リーダーの育成
  - ・ 災害時要配慮者の視点にたった避難所環境の向上、応急給水体制の強化
- (熊本地震の記録と記憶の伝承)
- ・ 小中学校における防災教育副読本の活用などによる発達段階に応じた防災教育の充実
  - ・ 震災記録誌や復興手記集の活用や、震災関連文書の保存
  - ・ 国際会議や研修会での教訓や知見の発信、被災地への災害支援

|            |                    |
|------------|--------------------|
| <b>第Ⅴ編</b> | <b>まちづくりの重点的取組</b> |
| 所管         | 関係各局（政策局）          |

|   |                                    |                         |
|---|------------------------------------|-------------------------|
|   |                                    | <b>関係各局（政策局）</b>        |
| - | <b>「教育」、「健康」、「交通」、「市民所得の向上」を反映</b> | 新旧対照表<br>該当ページ<br>14-15 |

#### 修正理由・内容

既存の3項目は残したうえで、復旧復興を除いて本市の最重要課題である「教育」、「健康」、「交通」及び「市民所得の向上」の視点や取組を各関連項目にそれぞれ反映。

#### 今後の具体的取組

分野別施策において記載。

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| <b>第1章</b> | <b>互いに認め合い、だれもが平等に参画できる社会の実現</b> |
| 所管         | 市民局                              |

|   |                   |   |
|---|-------------------|---|
|   |                   | <b>市民局</b>                              |
| - | 複雑化・多様化する人権課題への対応 | <small>新旧対照表<br/>該当ページ</small><br>19-20 |

**修正理由・内容**

SNSの普及に伴う誹謗・中傷、ヘイトスピーチなど、複雑化・多様化する人権課題に対し、「気づき」や「当事者意識」を磨くことができるような教育・啓発について記載。

**今後の具体的取組**

- ・第2次熊本市人権教育・啓発基本計画に基づく、人権教育・啓発の充実
- ・パートナーシップ宣誓制度の普及・啓発

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| <b>第2章</b> | <b>安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進</b> |
| 所管         | 市民局、政策局、消防局                |

|   |               |                         |
|---|---------------|-------------------------|
|   |               | <b>市民局</b>              |
| ① | 住民自治活動への更なる支援 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>23-24 |

#### 修正理由・内容

地域のまちづくりを推進するためには、担う人材を育成・確保することが重要であること、また、地域の住民自治活動を支援するために、NPO や企業などとの連携を強化していくことを記載。

#### 今後の具体的取組

- ・企業と連携したまちづくり活動を拡充
- ・あいぽーとを核とし、NPO と地域の連携を推進

|   |              |                         |
|---|--------------|-------------------------|
|   |              | <b>市民局</b>              |
| ② | まちづくり支援機能の強化 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>23-24 |

#### 修正理由・内容

地域の魅力や特性を活かした区ごとのまちづくりを推進するためには、本庁と区役所の連携による地域支援が必要なことから、地域ニーズ反映の仕組み等具体的に施策を進めることを追記。

#### 今後の具体的取組

- ・まちづくりセンターが把握した地域からの相談・要望については、区と関係する本庁各課で協議、検討を行い、課題解決を図る。

|   |              |                         |
|---|--------------|-------------------------|
|   |              | <b>市民局</b>              |
| ③ | 地域活動拠点の整備・支援 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>23-24 |

#### 修正理由・内容

公設公民館、地域コミュニティセンターや地域公民館等を含めた地域活動拠点の役割、機能を整理し、住民が積極的に活用できる施設とすることを追記。

#### 今後の具体的取組

- ・公設公民館、地域コミュニティセンター、地域公民館、老人憩の家等地域活動拠点施設の在り方を明確にする。

|          |                  |                |
|----------|------------------|----------------|
|          |                  | <b>政策局</b>     |
| <b>④</b> | <b>地域の防災力の強化</b> | 新旧対照表<br>該当ページ |
|          |                  | 27-29          |

#### 修正理由・内容

熊本地震の経験と教訓を踏まえ、主に地域における自助・共助の強化へ向けた取組を当該施策へ反映させ、行政の取組はⅦ編に集約し、充実を図った。

#### 今後の具体的取組

- ・震災対応実働訓練における市民、民間企業との連携を更に拡充
- ・全校区単位での防災訓練の実施

|          |                        |                |
|----------|------------------------|----------------|
|          |                        | <b>消防局</b>     |
| <b>⑤</b> | <b>消防・救急救助体制の更なる強化</b> | 新旧対照表<br>該当ページ |
|          |                        | 30-32          |

#### 修正理由・内容

施策の目標を「あらゆる災害からの生命財産の保護」に上方修正し、熊本地震の経験を踏まえ、「広域的な災害対応体制の強化」及び「消防施設の耐震化」の取組を新たに追加するとともに、高齢化社会の進展による救急件数の増加などに対応するため、「救急医療体制の充実」の取組を新たに追加した。

#### 今後の具体的取組

- ・大規模災害や特殊災害などの発生時における消防の応援及び受援体制の構築
- ・各市町村と連携・協力した広域的な災害対応体制の強化
- ・防災拠点施設である消防施設の耐震化
- ・救急ワークステーションなどでの研修や医療機関との救急活動の検証などによる救急医療体制の充実

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| <b>第3章</b> | <b>生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</b> |
| 所管         | 健康福祉局、病院局                          |

|          |                       |                         |
|----------|-----------------------|-------------------------|
|          |                       | <b>健康福祉局</b>            |
| <b>①</b> | <b>生涯を通じた健康づくりの推進</b> | 新旧対照表<br>該当ページ<br>34-36 |

**修正理由・内容**

市民が生涯を通して健康でいきいきと暮らせるよう、自主的に楽しみながら継続的に健康づくりができる環境づくりに取り組むため、新規事業である「健康ポイント事業」を位置づけるなど追記、修正。

**今後の具体的取組**

- ・ 校区単位の健康まちづくりを推進するために、校区の健康課題の見える化を図る。
- ・ 健康づくり活動に対しインセンティブを付与する健康ポイント事業に取り組むことで、市民の健康増進を図る。
- ・ 望まない受動喫煙を防止する取組を進めるため、市民や企業等に対する改正健康増進法の周知を図り、相談窓口を設置する。

|          |                      |                         |
|----------|----------------------|-------------------------|
|          |                      | <b>病院局</b>              |
| <b>②</b> | <b>質の高い医療サービスの提供</b> | 新旧対照表<br>該当ページ<br>37・39 |

**修正理由・内容**

熊本地震の経験などを踏まえ、新市民病院の果たすべき役割や災害に強い病院づくりについて記載。

**今後の具体的取組**

- ・ 市民の生命と健康を守るために、自治体病院に求められる高度な専門性を有する医療を持続安定的に提供する。
- ・ 地域の医療機関と連携を図りながら、地域医療の向上に努める。

|   |                       |                |
|---|-----------------------|----------------|
| ③ | 高齢者、障がい者等を地域で支える体制の強化 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                       | 40-42          |

#### 修正理由・内容

高齢化率が上昇し、障がい者も増加傾向にある中、だれもが地域で豊かに暮らせるように、これまで計画で位置づけのなかった地域福祉活動推進の環境整備に関する内容を追記するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進、さらには、高齢者及び障がい者が安心して暮らせるための事業などについても明記。

#### 今後の具体的取組

- ・ 民生委員・児童委員を支援し、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進する。
- ・ 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組を強化する。
- ・ 介護施設、障がいサービス事業所等の適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底する。
- ・ 成年後見制度の利用促進など、権利擁護を図る。
- ・ 関係機関、団体等との連携を強化し、障がい者の特性に応じた相談支援体制の充実を図る。
- ・ 障がいの特性に配慮した情報提供など、情報のバリアフリーを推進する。

|   |                   |                |
|---|-------------------|----------------|
| ④ | 生活困窮者への就労・自立支援の推進 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                   | 43-45          |

#### 修正理由・内容

社会・経済・環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増加しており、生活困窮に至らないよう寄り添ったきめ細かな支援が必要であるため、相談体制の強化について追記。

#### 今後の具体的取組

- ・ 生活自立支援センターの充実を図り、地域や関係機関と連携し、様々な課題を抱える相談者に対し、実情に応じた就労・自立支援を実施する。

|   |                       |                |
|---|-----------------------|----------------|
| ⑤ | 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                       | 46-48          |

#### 修正理由・内容

年々増加する児童虐待相談等に対応するための支援体制を強化する。また、親の養育を受けることが出来ない子どもたちに対して、家庭的養育が出来るよう、里親制度の推進を図る。さらに、子どもの貧困は、経済的な問題のみならず、様々な問題が相互に関連していることから、その対応策について追記。

#### 今後の具体的取組

- ・ 児童相談所において専門職の配置を拡充するなどの虐待対応体制を強化する。
- ・ 家庭的養育の実現のため、児童相談所は、関係機関と連携し里親委託を推進する。
- ・ 基礎学力の定着に向けた学習支援の機会を充実させるため、空き教室等を活用した「放課後学習教室を実施する。
- ・ 子どもの孤立化防止や居場所づくり、多世代交流によるコミュニケーション力の向上や地域とのつながりが図られるよう子ども食堂等への支援を行う。

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| <b>第4章</b> | <b>豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</b> |
| 所管         | 教育委員会、市民局、経済観光局                 |

教育委員会事務局

|          |                             |                |
|----------|-----------------------------|----------------|
| <b>①</b> | <b>新学習指導要領の改訂に伴う施策体系の修正</b> | 新旧対照表<br>該当ページ |
|          |                             | 50-53          |

修正理由・内容

新しい学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指している。

資質・能力を育むために、新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を重要視している。

今後の具体的取組

- ・ICTの活用能力や環境など、時代の要請に対応した教育の充実
- ・タブレット学習支援アプリと連携して、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援の充実



新学習指導要領パンフレットより

|   |                          |                |
|---|--------------------------|----------------|
| ② | 第3期教育振興基本計画の策定に伴う施策体系の修正 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                          | 50-53          |

**修正理由・内容**

第3期教育振興基本計画は、第2期教育振興基本計画の理念（「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築）を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方とともに、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策が示された。

「1：夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2：社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3：生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4：誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5：教育政策推進のための基盤を整備する」の5つを基本的な方針としている。

第3期教育振興基本計画を参考に、施策の体系を変更。

**今後の具体的取組**

- ・ 特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援学校における拠点的功能の充実
- ・ ICTを活用した学習機会の提供を進め、学習環境の整備を充実
- ・ 公設公民館を自由度の高い地域活動の拠点施設として整備

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 4 誰もが社会の担い手となるための<br>学びのセーフティネットを構築する | (14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応                      |
|                                       | (15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供                     |
| 3 生涯学び、活躍できる環境を<br>整える                | (10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進                   |
|                                       | (11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進           |
|                                       | (12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 |
|                                       | (13) 障害者の生涯学習の推進                            |

第3期教育振興基本計画概要より



|   |                 |                |
|---|-----------------|----------------|
| ④ | 文化をいかしたまちづくりの推進 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                 | 57             |

修正理由・内容

文化をいかしたまちづくりの推進に対応するため、具体的な取組みを記載。

今後の具体的取組

- ・文化財については新たに“調査研究”を追加し、熊本城被災後の調査研究成果の公開・発信を含め、歴史的文化遺産の活用を進める。
- ・特に、有形無形の文化財の活用については新たな仕組みを検討。加えて、地域の風習や伝統的な祭りなどを含む幅広い文化芸術の情報を把握・分析し、各種文化団体等の活動支援に取り組む。

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| <b>第5章</b> | <b>誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応</b> |
| 所管         | 環境局、農水局                              |

|          |                       |                         |
|----------|-----------------------|-------------------------|
|          |                       | <b>環境局</b>              |
| <b>①</b> | <b>温室効果ガスの更なる排出削減</b> | 新旧対照表<br>該当ページ<br>60-62 |

**修正理由・内容**

脱炭素社会に向けて2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という国の長期的目標の達成を実現するための本市の取組を記載。

**今後の具体的取組**

- ・ ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）などによる住宅・建築物のスマート化を推進
- ・ 東部・西部の両環境工場を、自立・分散型の地域エネルギーセンターと位置付け、災害時にはエネルギー拠点として活用できるよう整備。民間資金等を活用した地域エネルギー政策の実施

|          |                |                      |
|----------|----------------|----------------------|
|          |                | <b>農水局</b>           |
| <b>②</b> | <b>森づくりの推進</b> | 新旧対照表<br>該当ページ<br>65 |

**修正理由・内容**

森林環境税等の創設や「新たな森林管理システム」の運用開始を機に、本市の森づくりの方向性を明確にし、適正な森林管理や森林環境教育、市民による森づくりなどの推進すべき森林施策を明記。

**今後の具体的取組**

- ・ 森林の活用の方向性や森林環境譲与税の運用方針、市民やNPO法人等との連携による森づくりなどの方向性を示す「(仮称)熊本市森づくりの指針」を策定。
- ・ 「新たな森林管理システム」の効率的な推進のほか、放置竹林対策に取り組む地域の面的な拡大に向けて、市民と行政の協働による推進体制を整備するなど、積極的に森づくりを推進。

|          |                     |                         |
|----------|---------------------|-------------------------|
|          |                     | <b>環境局</b>              |
| <b>③</b> | <b>プラスチック問題への対応</b> | 新旧対照表<br>該当ページ<br>66・68 |

**修正理由・内容**

海洋へのプラスチックごみの流出等の新たな課題に対応する本市の取組を記載。

**今後の具体的取組**

- ・ ワンウェイプラのリデュースに向け、市民のライフスタイルの変革に繋がる取組促進
- ・ 江津湖などの公共用水域における自然環境への影響について調査

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| <b>第6章</b> | <b>経済の発展と熊本の魅力の創造・発信</b> |
| 所管         | 経済観光局                    |

|          |                    |                |
|----------|--------------------|----------------|
|          |                    | <b>経済観光局</b>   |
| <b>①</b> | <b>地域経済の持続的な発展</b> | 新旧対照表<br>該当ページ |
|          |                    | 70-73          |

#### 修正理由・内容

復興需要が収束しつつある中、復興の先の地域経済を支える対策や、新たな大型商業施設の開業による人の流れ、消費活動の変化など、経済活動の動向を踏まえ、地域経済の更なる発展に向けた施策を講じることを記載。

#### 今後の具体的取組

- ・市民の生活実感により近い景気動向（街角景気）を定期的に（四半期毎）に的確に把握する景気ウォッチャー調査の実施。
- ・桜町の大型商業施設「サクラマチクマモト」の開業前後の入込客等の動向調査、郊外の大型商業施設の小売販売額を調査、分析することにより、客観的なデータに基づく効果の高い施策の展開や新たなビジネスモデルの創出等に繋げる。

|          |                   |                |
|----------|-------------------|----------------|
|          |                   | <b>経済観光局</b>   |
| <b>②</b> | <b>観光客誘致体制の強化</b> | 新旧対照表<br>該当ページ |
|          |                   | 74-76          |

#### 修正理由・内容

交流人口の増加による地域経済の活性化に向けた観光客誘致について、「プロモーション」、「受入態勢」の両面から更に強化する必要がある中、復興アドバイザー提言の趣旨なども踏まえ、具体的に記載。

#### 今後の具体的取組

- ・現在、本市を訪れる外国人に定期的にアンケートを実施し、動向や関心分野の調査を行っている。
- ・特に、現在、ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権に合わせた消費動向等の調査を行っている。
- ・それらのデータから、本市を訪れる外国人観光客の動向や関心分野を分析を行い、今後の戦略的な観光客誘致活動と受入態勢の整備に繋げていく。

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| <b>第7章</b> | <b>豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興</b> |
| 所管         | 農水局                            |

|   |           |                         |
|---|-----------|-------------------------|
|   |           | <b>農水局</b>              |
| ① | スマート農業の推進 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>79-80 |

#### 修正理由・内容

高齢化等に伴う生産・経営技術の農業者間の格差拡大や労働力不足等が課題となるなか、農業の潜在能力（ポテンシャル）を発現させる重要な取組であるスマート農業の推進について記載し、施策として国の実証試験やその成果の地域への展開等、新技術の現場への実装の加速化について明記。

#### 今後の具体的取組

- ・ 国委託実証事業である「スマート農業加速化実証プロジェクト」の実施及び成果の横展開
- ・ 新技術導入の現場実装加速化に対する支援（「スマート農業加速化事業（仮称）」の創設）
- ・ 国・県の既存事業や「夢と活力ある農業推進事業」による日本一園芸産地プロジェクトの推進

|   |                  |                         |
|---|------------------|-------------------------|
|   |                  | <b>農水局</b>              |
| ② | 農水産業における国土強靱化の推進 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>82-83 |

#### 修正理由・内容

熊本地震、集中豪雨などの近年多発する自然災害、国の定める国土強靱化基本計画等を踏まえ、防災・減災に向けた取組や農業基盤整備の要である土地改良区の体制強化について記載。

#### 今後の具体的取組

- ・ 国・県補助事業等を活用した農業用排水施設（排水機場、ため池等）の整備や適切な維持管理・補修・更新
- ・ 土地改良区の合併推進に向けた支援
- ・ 漁港施設の計画的な整備、適切な維持管理・補修・更新

|   |                          |                |
|---|--------------------------|----------------|
| ③ | 民間企業や農漁業者との連携等による販路開拓・拡大 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                          | 84-85          |

#### 修正理由・内容

第7章第3節の【施策】「農と食の魅力創造」を推進するため、従来の大規模流通にとどまらず、新たな販路や流通体制の構築が重要となることから、間企業や農漁業者との連携、トッププロモーションの実施等、農水産物等のブランド化・高付加価値化に関する内容を記載した。

#### 今後の具体的取組

- ・セミナーやマッチング等による生産者や事業者に対する新たな販路の開拓、拡大に向けた支援
- ・農水産物や加工品について、熊本連携中枢都市圏の自治体や観光部門と連携した首都圏等でのPR、農漁業者と連携したトッププロモーションなど、効果的なプロモーションの実施

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| <b>第8章</b> | <b>安全で利便性が高い都市基盤の充実</b> |
| 所管         | 都市建設局、上下水道局             |

## 都市建設局

|   |                |                |
|---|----------------|----------------|
| ① | 歩いて楽しめる都市空間の創出 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                | 91-92          |

## 修正理由・内容

本市中心部では、被災・老朽建築物の解体が進み、スポンジ化が進行していることなど各種課題が顕在化している。都市の拠点である中心市街地の魅力的な空間形成を実現するため、都市デザイン（建替え、駐車場配置、サイン、歴史まちづくり）を整備することを新たに記載した。

## 今後の具体的取組

- ・ まちなか再生プロジェクトの推進 ⇒容積率割増し、財政支援等
- ・ 駐車場の適正配置⇒駐車場整備計画の策定、附置義務条例の見直し、  
⇒まちづくり会社による共通駐車券事業及び公共交通運賃サービス事業の運営等
- ・ 道路空間の再配分(歩行空間の確保)⇒御幸橋付近、銀座通り
- ・ 魅力的な夜間景観の創出⇒夜間景観マスタープランの策定
- ・ 分かりやすいサインの整備・誘導⇒公共サインや屋外広告物のあり方検討
- ・ 歴史的建造物周辺の市街地環境整備  
⇒歴史的風致維持向上計画の策定、建築基準法適用除外条例の制定

|   |                           |                |
|---|---------------------------|----------------|
| ② | 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                           | 93-94          |

## 修正理由・内容

これまでの持続可能な公共交通の維持・改善に加えて、従前の「(4) 公共交通空白地域などへの対応」を統合し、AIなどを活用した新たなコミュニティ交通の導入検討を追記した。また、MaaS等の新たなモビリティサービスの展開を想定し、年齢・地域に応じたモビリティマネジメント、ICTの導入による公共交通のシームレス化（MaaSによるモビリティの一体化）、新たな料金体系などの検討を追記した。

市電の利便性の向上に向けては、電停改良については引き続き実施していくが、市電のロケーションシステムについてはH29年度に導入したため、時点修正を行った。

## 今後の具体的取組

- ・「熊本におけるバス交通のあり方検討会」において、あるべきバス路線網の再編やバス事業者の事業形態の見直しを行う（年末までに方針を固め、来年度以降実施）
- ・空白地域以外の地域においても、市街地部等の多種多様な移動ニーズを網羅した上で効率的な運行を可能とするAIなどを活用した新たなコミュニティ交通の導入を検討することとしており、まずは地域を限定した社会実験から始めたいと考えている。
- ・MaaSなどのシームレスな公共交通システムを見据え、まずはキャッシュレスの促進として、ICTの導入支援などを行っていく
- ・さらなる利用促進に向け、一定の効果があつた桜町開業時の「バス・電車無料の日」のようなイベントや、熊本駅サブバスターミナル開業に向け、より需要の高い路線の新設などを検討していく
- ・バリアフリーにも対応した電停改良を計画的に実施する。（通町筋、辛島町、動植物園入口電停）

|   |            |                |
|---|------------|----------------|
| ③ | 良好な道路環境の実現 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |            | 95-96          |

## 修正理由・内容

熊本地震の経験や慢性的な交通渋滞を踏まえ、広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化を追記した。新広域道路計画への本市の計画を反映させる取組や国道57号線の立体交差化について追記した。

また、最近の交差点での事故を踏まえ、交差点改良や歩道整備等、事故危険箇所対策や通学路合同点検などを実施することを追記した。

## 今後の具体的取組

- ・広域的な道路ネットワークの強化、都市交通の円滑化など将来の構想・計画を立案し、新広域道路交通計画へ反映する。あわせて国道57号の部分立体については都市内交通円滑化に向けて検討を進める。
- ・都市計画道路や幹線道路の整備を計画的かつ効率的に進める。
- ・生活道路の計画的な維持補修と、長寿命化修繕計画に基づく道路施設の老朽化対策を推進する。
- ・GISの活用による、地域と連携した道路維持管理を推進する

|   |              |                |
|---|--------------|----------------|
| ④ | 総合的な空き家対策の推進 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |              | 99-101         |

## 修正理由・内容

重要かつ喫緊の課題である空き家対策について、空家等総合計画との整合を図り、新たな基本方針として「総合的な空き家対策の推進」を特出した。

空き家等総合計画との整合を図り、空き家の抑制と活用について、また、新たな視点として空き家の適正管理について追記した。

## 今後の具体的取組

- ・ 空き家の問題について出前講座などによる啓発活動に取り組む
- ・ 空き家の流通や利活用のための仕組みを構築
- ・ 空き家所有者と活用希望者とのマッチングにより各取組の活用推進
- ・ 県外からの移住者へのインセンティブなどの仕組みを構築

|   |              |                |
|---|--------------|----------------|
| ⑤ | 災害に強い上下水道の確立 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |              | 102-107        |

## 修正理由・内容

熊本地震を経て、平時のみならず大規模災害時においても安定した上下水道サービスの提供が求められることから、8節（下水道）において、新たな基本方針として「災害に強い下水道の確立」を打ち出すもの。

※7節（水道）は、基本方針「災害に強い水道の確立」を設定済み。

## 今後の具体的取組

- [7節（水道）]
- ・ 基幹管路、重要給水施設（防災拠点、拠点病院）と配水池をつなぐ配水管の耐震化
  - ・ 充水拠点への給水塔の整備
  - ・ 小中学校に整備された貯水機能付給水管を活用した応急給水体制の強化
- [8節（下水道）]
- ・ 医療拠点と浄化センターをつなぐ管路や緊急輸送路（主要国道等）に埋設された管路の更生、可とう管化並びにマンホール浮上防止（耐震対策）
  - ・ 下水道整備済地区に位置する小中学校等へのマンホールトイレの整備

|   |                    |                |
|---|--------------------|----------------|
| ⑤ | 老朽化した上下水道施設の計画的な更新 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                    | 102-107        |

#### 修正理由・内容

上下水道施設の老朽化により今後更新需要の増大が見込まれており、8節（下水道）において、主な取組として「老朽化施設の計画的な更新」を設定するもの。

※7節（水道）は、主な取組「老朽化施設の計画的な更新」を設定済み。

#### 今後の具体的取組

[7節（水道）]

- ・「水道施設更新計画（令和元年度策定予定）」に基づく、適切な維持管理による施設・管路の長寿命化や老朽度や重要度等を考慮した計画的な整備の実施

[8節（下水道）]

- ・資産の現況を的確に把握するとともに今後の老朽化を予測し、改築更新にかかる事業量や事業費用の縮減と平準化を図る「ストックマネジメント計画」に基づく施設・管路の維持管理

|           |             |
|-----------|-------------|
| <b>Ⅶ編</b> | <b>危機管理</b> |
| 所管        | 政策局         |

|   |                    |                           |
|---|--------------------|---------------------------|
|   |                    | <b>政策局</b>                |
| ① | 国土強靱化の視点による都市基盤づくり | 新旧対照表<br>該当ページ<br>110-111 |

#### 修正理由・内容

インフラや公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関、情報環境に甚大な被害が生じ、市民生活や企業活動、行政活動に大きな支障をきたした熊本地震の経験と教訓を踏まえ、大規模災害時に被害を最小化するため、国土強靱化の視点から大幅に見直し。

#### 今後の具体的取組

- ・ 公共施設及び民間建築物の耐震化の推進
- ・ 大規模風水害を想定した河川や山地等の適切な管理
- ・ 災害時の情報処理・発信体制の整備と、災害弱者をはじめとした市民への周知

|   |                        |                       |
|---|------------------------|-----------------------|
|   |                        | <b>政策局</b>            |
| ② | 想定外を想定した、災害時の各段階における対応 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>112 |

#### 修正理由・内容

熊本地震の経験と教訓を踏まえ、大規模災害時における行政機能の低下を当初から想定し、危機管理の各段階において被害を最小化するための取組を、平時と災害時に区分して記載。

#### 今後の具体的取組

- ・ 各種計画やマニュアルの適時適切な見直し及び市民・職員への周知徹底

|   |                       |                           |
|---|-----------------------|---------------------------|
|   |                       | <b>政策局</b>                |
| ③ | 自助・共助と公助の役割分担による防災力向上 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>113-114 |

#### 修正理由・内容

熊本地震において、自助・共助と公助の適切な役割分担の重要性を痛感したことから、日頃からの備えと災害時の行動について、市民、地域、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にし、相互に連携補完しながら、効率的で効果的な災害対応体制を構築することを明記。

#### 今後の具体的取組

- ・ 震災対処実働訓練や校区単位での防災訓練等を通じた市民、民間企業等との役割分担の確認

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| <b>Ⅷ編</b> | <b>総合計画を推進するために</b> |
| 所管        | 総務局、政策局、財政局、市民局     |

|   |                                 |                       |
|---|---------------------------------|-----------------------|
|   |                                 | <b>総務局</b>            |
| ① | 「総合計画を推進するために」の冒頭に、「市役所改革」推進を明記 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>117 |

#### 修正理由・内容

市役所改革の考え方は、第1～5節に大きく影響することから、冒頭に市役所改革の趣旨、経緯等を記載。さらに、【熊本連携中枢都市圏】【国際化への対応】【SDGsの理念】とともに、「上質な生活都市」の実現を図るための取組を記載した。

#### 今後の具体的取組

—

|   |         |                        |
|---|---------|------------------------|
|   |         | <b>全所管局</b>            |
| ② | 検証指標を新設 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>118- |

#### 修正理由・内容

市役所改革や財政といった市内マネジメント分野であるⅧ編についても、適切な進捗管理による成果や課題の検証が必要であるため、前期計画には設けていなかった検証指標を新たに設定する。

#### 今後の具体的取組

—

|   |                |                           |
|---|----------------|---------------------------|
|   |                | <b>総務局</b>                |
| ③ | 情報新技術の積極的な導入推進 | 新旧対照表<br>該当ページ<br>119-120 |

#### 修正理由・内容

AI、RPAをはじめ様々な情報新技術の導入、利活用により、行政サービスの質の向上、行政運営の効率化、働き方改革、さらには持続可能な市政運営に取り組んでいくことを記載。

#### 今後の具体的取組

- ・（仮）熊本市情報化指針を策定し、国の情報化政策等と整合をとりながら、スマート自治体への転換を推進

|   |                   |                |
|---|-------------------|----------------|
| ④ | 新たな時代にふさわしい職員力の向上 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                   | 122-123        |

## 修正理由・内容

社会情勢の変化に的確に対応しながら、様々な行政課題の解決に取り組んでいくためには、職員の意識改革や対話力の向上等、組織の土台となる人づくりが必要不可欠であるため、職員が主体的に成長するための施策や環境を充実させていくことを記載。

## 今後の具体的取組

- ・組織に影響を与えることのできる職員の育成
- ・新たに職員成長・育成方針を策定、展開
- ・職員がその能力を最大限発揮できる環境の整備

|   |         |                |
|---|---------|----------------|
| ⑤ | 自主財源の確保 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |         | 124-125        |

## 修正理由・内容

人口減少・少子高齢社会が進行し、市税等の大幅な増収が見込めない状況になった場合でも、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進め、複雑化・高度化する市民ニーズに対応し、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、自主財源の確保に取り組むことを明記。

## 今後の具体的取組

- ・収納率向上に向けた自主納付の促進と適正な徴収業務
- ・収入未済額の解消に向けた債権管理の計画的な取組
- ・受益者負担の適正化に向けた各種使用料、手数料の見直しなど

|   |            |                |
|---|------------|----------------|
| ⑥ | 公共施設などの適正化 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |            | 124-125        |

## 修正理由・内容

高度経済成長期やバブル経済期等に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えるため、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、財政支出の軽減・平準化等に取り組むことを追記。

## 今後の具体的取組

- ・公共施設等総合管理計画の改定と実施計画の策定
- ・計画に基づく資産総量の適正化、施設の長寿命化等に向けた取組の推進
- ・熊本市公民連携プラットフォームでの取組等を通じた民間活力導入の検討

|   |                |                |
|---|----------------|----------------|
| ⑦ | 国際社会に対応した取組の推進 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |                | 128            |

## 修正理由・内容

在留外国人や外国人観光客の増加といった社会背景を踏まえ、全ての施策や事業に国際的な視点を取り入れるとともに、外国人の受入環境整備に産学官一体となって取り組む。

## 今後の具体的取組

- ・ 国際戦略の着実な推進
- ・ 外国人の受入環境整備
- ・ 外国人総合相談プラザの周知、活用

|   |         |                |
|---|---------|----------------|
| ⑧ | SDGsの推進 | 新旧対照表<br>該当ページ |
|   |         | 129            |

## 修正理由・内容

SDGsについては、「SDGs未来都市」として、「誰一人取り残されない」という理念を市政運営全般に反映させることを掲げた。また、SDGsの達成に向けては、市民や地域等への普及啓発、ステークホルダーとの連携を主な取組として位置付けたほか、国際社会への貢献として本市特有の知見や技術の国内外への発信を明記した。

## 今後の具体的取組

- ・ (仮称) 熊本市SDGs推進協議会の設立
- ・ 研修等を通じた職員の意識の徹底
- ・ 学校、市民、地域及び企業等への普及啓発と人材育成